

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例

～土砂のたい積の許可を受けた者のたい積に係る土地の汚染調査について～



平成 14 年 10 月に公布された「埼玉県土砂の排出、たい積の規制に関する条例」が、平成 15 年 2 月 1 日に施行されています。その中で、以下のような条例施行規則が規定されています。

1. 目的

土砂の排出、たい積に関し、必要な規制を行うことにより、無秩序な土砂のたい積を防止し、県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

2. 災害発生防止のための措置

- ・土地の所有者、管理者又は占有者は、無秩序な土砂のたい積により、土砂の流出、崩壊その他の災害が発生することのないよう、当該土地を適正に管理しなければならない。
- ・土砂のたい積を行う者は、規則で定める有害物質による汚染の状態が規則で定める**基準に適合しない土砂をたい積に使用してはならない。**

有害物質とは…土壤汚染対策法に規定する特定有害物質（別紙）及びダイオキシン類

3. たい積に係る土地の汚染調査

許可事業者（土砂のたい積の許可を知事から受けた者）は、当該許可に係る**土砂のたい積に着手した日から起算して 6 ヶ月ごと**（土砂のたい積の着手日から完了又は廃止の日までの期間が 6 ヶ月に満たない場合は、完了又は廃止のとき）に、当該土砂のたい積に係る土地の区域の土砂について、**汚染の状況についての調査**を行い、その**結果を知事に届け出**なければならない。

4. 調査対象物質

- ①別紙、土壤汚染対策法の第二種特定有害物質、9 項目の含有量試験（必須）
 - ②別紙、土壤汚染対策法の第一種、第三種特定有害物質及びダイオキシン類のうち搬入した土砂の採取場所等から特に調査が必要と認める物質で知事が許可事業者へ通知した物質
- ※①については、知事が許可事業者へ通知した場合は、土壤溶出量調査を行う。

5. 調査密度

調査試料の採取地点は、土砂のたい積を行った土地において、**900 m² ごとに 30 m 四方の格子状の区画にある 9 つの単位区画のうち 5 つの単位区画の各 1 地点**で採取する。これを均等に混合して 1 つの試料として測定する。

たい積だけでなく搬出する場合も分析可能ですので、詳しくは、当社 **分析担当者 坂田（フリーダイヤル 0120-01-2590）** まで、お気軽にお問い合わせ下さい。



The Knights

基準表

埼玉県土砂の搬出、たい積等の規制に関する条例(土壌汚染対策法)

No.	商品コード	項目	基準値	単位	報告下限値	単位	試料量	単位
1	341011	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/l	0.0003	mg/l	50	ml
2	341041	シアン化合物	検出されないこと	mg/l	0.1	mg/l	50	ml
3	341261	有機りん化合物	検出されないこと	mg/l	0.1	mg/l	100	ml
4	341201	鉛及びその化合物	0.01	mg/l	0.001	mg/l	50	ml
5	341021	六価クロム化合物	0.05	mg/l	0.005	mg/l	100	ml
6	341211	砒素及びその化合物	0.01	mg/l	0.001	mg/l	200	ml
7	341121	水銀及びその化合物	0.0005	mg/l	0.0005	mg/l	20	ml
8	341131	アルキル水銀	検出されないこと	mg/l	0.0005	mg/l	200	ml
9	341251	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	mg/l	0.0005	mg/l	1000	ml
10	341111	ジクロロメタン	0.02	mg/l	0.002	mg/l	50	ml
11	341061	四塩化炭素	0.002	mg/l	0.0002	mg/l	50	ml
12	341271	クロロエチレン	0.002	mg/l	0.0002	mg/l	50	ml
13	341071	1, 2-ジクロロエタン	0.004	mg/l	0.0004	mg/l	50	ml
14	341081	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	mg/l	0.002	mg/l	50	ml
15	341281	1, 2-ジクロロエチレン	0.04	mg/l	0.004	mg/l	50	ml
16	341171	1, 1, 1-トリクロロエタン	1	mg/l	0.1	mg/l	50	ml
17	341181	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	mg/l	0.0006	mg/l	50	ml
18	341191	トリクロロエチレン	0.01	mg/l	0.001	mg/l	50	ml
19	341151	テトラクロロエチレン	0.01	mg/l	0.001	mg/l	50	ml
20	341101	1, 3-ジクロロプロペン	0.002	mg/l	0.0002	mg/l	50	ml
21	341161	チウラム	0.006	mg/l	0.0006	mg/l	300	ml
22	341031	シマジン	0.003	mg/l	0.0003	mg/l	300	ml
23	341051	チオベンカルブ	0.02	mg/l	0.002	mg/l	300	ml
24	341231	ベンゼン	0.01	mg/l	0.001	mg/l	50	ml
25	341141	セレン及びその化合物	0.01	mg/l	0.001	mg/l	200	ml
26	341221	ふっ素及びその化合物	0.8	mg/l	0.08	mg/l	20	ml
27	341241	ほう素及びその化合物	1	mg/l	0.1	mg/l	50	ml
28	341411	カドミウム及びその化合物	45	mg/kg乾量値	4.5	mg/kg乾量値	50	ml
29	341431	シアン化合物	50	mg/kg乾量値	5.0	mg/kg乾量値	50	ml
30	341461	鉛及びその化合物	150	mg/kg乾量値	15	mg/kg乾量値	50	ml
31	341421	六価クロム化合物	250	mg/kg乾量値	5.0	mg/kg乾量値	100	ml
32	341471	砒素及びその化合物	150	mg/kg乾量値	15	mg/kg乾量値	100	ml
33	341441	水銀及びその化合物	15	mg/kg乾量値	1.5	mg/kg乾量値	20	ml
34	341451	セレン及びその化合物	150	mg/kg乾量値	15	mg/kg乾量値	100	ml
35	341481	ふっ素及びその化合物	4000	mg/kg乾量値	100	mg/kg乾量値	100	ml
36	341491	ほう素及びその化合物	4000	mg/kg乾量値	100	mg/kg乾量値	50	ml
37	090011_028	ダイオキシン類	1000	pg-TEQ/g乾量値	0	pg-TEQ/g乾量値	200	g

埼玉県
9項目
の場合
必須は

出典：埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則

備考：①No.1～27は溶出量試験。

②No.28～36は含有量試験。

③「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

④No.37は「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準について」「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」による。

⑤埼玉県の場合は、含有量試験9項目（No.28～36）が必須。

The Knights of Environmental Science

内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2

TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817

URL: www.knights.co.jp

■事業内容■

①環境管理に伴う調査・測定・化学分析

②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定

③水道法第20条に基づく水質検査

④製品開発・品質管理に伴う化学分析

⑤アスベスト分析

⑥絶縁油中のPCB分析

⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定

⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査

